

(略)

東京都監査委員	鈴 木 章 浩
同	小 山 くにひこ
同	茂 垣 之 雄
同	松 本 正一郎
同	後 藤 靖 子

令和 6 年 2 月 1 3 日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 4 2 条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。

よって、法第 2 4 2 条第 5 項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

#### 記

本件請求において、請求人は、公益社団法人東京都障害者スポーツ協会（以下「本件協会」という。）が指定管理者として管理する東京都障害者総合スポーツセンター及び東京都多摩障害者スポーツセンター（以下「本件各スポーツセンター」という。）の指定管理料について、当該各施設の実態は業務休止などで稼働率が大幅に低下し、また職員らの勤務時間が減少しているにもかかわらず、都が従来どおりの金額を支出しており、不適切な公金の支出が行われている可能性があるとして、施設運営に関する詳細な調査を行い、不当に支給された指定管理料について、その返還等の措置を求めるものと解される。

法第 2 4 2 条第 1 項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法、不当な公金の支出等の財務会計上の行為があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものである。監査請求を行うに当たり請求人は、自らが問題とする財務会計上の行為の違法性又は不当性について具体的かつ客観的に摘示する必要がある。また、請求期間について、法第 2 4 2 条第 2 項では、当該行為のあった日又は終わった日から 1 年を経過したときは、これをするにはできないとされ、正当な理由があるときはこの限りでないと定めてい

る。

都は、東京都障害者スポーツセンター条例（昭和59年東京都条例第24号。以下「本件条例」という。）に基づき、障害者のスポーツ・レクリエーション活動の振興と社会参加の促進を図るため本件各スポーツセンターを設置し、当該各施設の管理運営について、法第244条の2第3項及び本件条例第19条第2項の規定に基づき、本件協会との間で当該各施設の管理に関する基本協定（以下「本件基本協定」という。）を締結している。本件基本協定第4条及び第16条によれば、平成28年度から平成37年度（令和7年度）までの期間について、本件協会が本件各スポーツセンターの指定管理者として当該各施設の管理運営業務を行い、都は当該業務に要する費用として、同協会に対し、毎年度予算の範囲内で委託料（指定管理料）を支払うものとされ、年度途中において、指定管理料に余剰又は不足が生じた場合においても、都がやむを得ないと認める特段の事情がない限り、当該年度内における指定管理料の減額又は増額は行わないものとされている。

また、都と本件協会は、本件基本協定に基づき、年度ごとに本件各スポーツセンターの管理運営業務の細目等について年度協定を締結している。指定管理料の支払について、令和4年度及び令和5年度に係る年度協定第6条及び第7条によれば、本件協会は、本件基本協定の規定により都の承認を受けた事業計画書に基づき、四半期分ごとに指定管理料を都に請求するものとし、都は、第1四半期については請求のあった日から15日以内に、第2四半期以降については請求のあった日から30日以内に、当該年度協定で定める執行基準の範囲内において、当該各四半期の指定管理料を支払うものとされている。

#### 1 本件請求が対象とする指定管理料について

請求人が、不適切な公金の支出である可能性があるとする指定管理料について、これがいかなる年度に係るものであるのか、本件請求書及び添付資料からは必ずしも明らかではないため、この点についてまず検討する。

本件請求において、請求人は、従来であれば、本件各スポーツセンターにおいて事前予約が必要な団体利用等がない場合は個人利用に切り替えて施設を運営していたが、現在は事前申込のない施設は閉鎖していることなどを指摘して、令和2年2月29日から現在（令和6年1月現在）まで、本件各スポーツセンターにおいて休館、施設の運営縮小及び利用制限（以下「休館等」という。）が行われているとし、また、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の流行により令和2年9月以降から現在まで、職員等の勤務時間や収入が従来と比較して減少しているなどとして、都

が本件協会に対し従来どおりの指定管理料を支払っていることは不適切な公金の支出の可能性があると主張していることが認められる。

そうすると、請求人は、本件各スポーツセンターにおいて休館等が始まったと主張する令和元年度（令和2年2月29日）から現在（令和5年度）までの各年度に係る指定管理料（以下「本件各指定管理料」という。）の支払が違法、不当な都の公金の支出である、と主張していると解することができる。

このことについて、予備的調査によると、都は、本件各指定管理料のうち令和4年度の第4四半期に係る指定管理料については令和5年1月19日に、また、令和5年度の第1四半期に係る指定管理料については同年4月24日に、それぞれ本件協会に対して支払ったことを確認した。したがって、本件各指定管理料のうち令和元年度から令和4年度までの各年度に係る指定管理料の支払を対象とする請求については、これらの支払日から既に1年を経過していることは明らかである。

この点、請求人は、1年を経過したことの正当な理由として、東京都議会の令和5年文教委員会において、本件各スポーツセンターの総人件費や指定管理料については大きく変動していない、勤務シフトが減ったという事実については指定管理者から報告を受けていない、などといった所管局の発言（令和5年3月13日）を受けて、本件各指定管理料について不当な財務会計上の行為又は怠る事実があるのではないかとの疑義を持つに至ったのであり、本件協会が請求人の主張するような事実と異なる報告をし、都から数年にわたり不当な公金を得ているということは、所管局も把握していない事実であり、また指定管理料の詳細な内訳は一般に公開されていないため、相当の注意力をもって調査しても客観的にみて知ることは困難であったと主張する。

しかし、平成19年2月14日の東京高等裁判所判決によれば、「同ただし書（注：法第242条第2項ただし書）にいう正当な理由の有無は、特段の事情のない限り、当該普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきである（最高裁判所平成14年9月12日判決参照）」とされ、「東京都の住民は、東京都情報公開条例に基づき、実施機関に対し、財務会計上の行為の完了の日と近接した日から、当該行為に関する公文書の開示請求をすることができ、（中略）当該住民は、財務会計上の行為について監査請求をする前提として、同条例に基づく開示請求をすることで相当の注意力をもって調査したことになり、逆に開示請求をしないままでは相当の注意力をもって調査したとはいえないと解するのが相当」とされる。

これを本件についてみると、請求人は、公開されている令和5年3月13日の東京都議会の会議録を挙げて、本件各指定管理料の詳細な内訳について一般に公開されていないと主張するにとどまり、相当の注意力をもって調査したことの疎明はうかがわれず、正当な理由があるとは認められない。

## 2 令和5年度に係る指定管理料の支払について

次に、本件各指定管理料のうち令和5年度に係る指定管理料の支払について検討する。

本件請求において、請求人は、平成28年度から令和4年度までの各年度における指定管理料の金額や本件各スポーツセンターの年間利用者数を示す資料、令和2年8月に新型コロナの流行により従来のように施設を開館することができず勤務に制限が生じたことがうかがわれる資料、新型コロナの流行期間中、多くの施設が閉鎖となったことを示す令和4年2月3日と記載のある資料、及び令和2年度から令和4年度までの各年度に係る都立体育施設等指定管理者評価委員会における人員配置及び人材育成の取組等の記述がある資料を提出する。

確かに、これらの資料からは、新型コロナの流行により生じたとされる本件各スポーツセンターに関する事情が認められるが、これらは、いずれも本件請求のうち令和4年度以前に係る指定管理料の支払についてのものであって、令和5年度に係る指定管理料の支払についての不当性を摘示しているものとは認められない。

したがって、令和5年度に係る指定管理料の支払については、都の財務会計上の行為の違法性又は不当性について具体的かつ客観的に摘示しているものとは認められない。

なお、本件請求において、請求人は、雇用保護や補償を目的として支給された指定管理料は適切に労働者に支払うことも求めているが、本件指定管理料は本件各スポーツセンターの管理運営業務に要する費用として支払われるものである。

よって、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法である。